

調査の概要

1 調査の目的

労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業

「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」

ウ 事業所及び労働者

上記に掲げる産業に属する 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所で就業している派遣労働者

(2) 調査客体

ア 事業所調査

上記の範囲に属する事業所から産業、事業所規模別に無作為に抽出した事業所

イ 派遣労働者調査

上記アの対象となる事業所に就業している派遣労働者

3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 17,462 事業所 有効回答数 8,686 事業所 有効回答率 49.7%

(2) 派遣労働者調査 調査対象数 10,978 人 有効回答数 7,119 人 有効回答率 64.8%

4 調査の対象期間及び実施期間

令和 4 年 10 月 1 日現在の状況について、事業所調査は令和 4 年 9 月 22 日から 10 月 17 日までの間に、派遣労働者調査は令和 4 年 10 月 13 日から 11 月 30 日までの間に調査を実施

5 調査事項

(1) 事業所調査

ア 事業所の属性

イ 派遣労働者を就業させる主な理由

ウ 派遣労働者を受け入れない場合の主な理由

エ 派遣労働者の業務

オ 派遣契約件数

カ 3 年前と比べた派遣労働者数の変化

キ 派遣先責任者の人数

ク 派遣労働者に講じている取組及び派遣労働者等の待遇

- ケ 派遣労働者の不合理な待遇差解消のための取組
- コ 過半数労働組合等の有無及び過半数代表者の選任状況
- サ 過去1年間の派遣可能期間の延長状況
- シ 派遣労働者の個人単位の期間制限（3年）について
- ス 過去1年間の労働者派遣契約の中途解除の状況
- セ 過去1年間の派遣労働者からの苦情について
- ソ 派遣労働者を直接雇用する登用制度について
- タ 紹介予定派遣について
- チ 請負労働者について
- ツ 今後の就業形態別労働者の構成比の方針

(2) 派遣労働者調査

- ア 個人の属性
- イ 派遣の種類、登録型派遣労働者の登録している派遣元事業所数
- ウ これまでの派遣就業に関する状況
- エ 現在の派遣就業に関する状況
- オ 派遣労働者として働いている理由、派遣労働者の個人単位の期間制限（3年）について
- カ 派遣元・派遣先への要望
- キ 派遣先の正社員等の募集情報の提供の有無及び応募の有無
- ク 紹介予定派遣について
- ケ 労働者派遣制度に関する情報の把握状況
- コ 今後の働き方の希望

6 調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票を厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査客体事業所に郵送し、調査客体事業所が厚生労働省に郵送又はオンラインで回答。

(2) 派遣労働者調査

厚生労働省が業務を委託した民間事業者が、回収した事業所票から調査客体となる労働者数を算出し、事業所調査の客体事業所に調査客体となる労働者の抽出と派遣労働者票の配布を依頼。調査客体労働者が厚生労働省に郵送。

7 調査系統

- (1) 事業所調査 厚生労働省－民間事業者－報告者
- (2) 派遣労働者調査 厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

8 利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和が計の数値とは必ずしも一致しない。
- (2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。
- (3) 表章記号について
 - ①「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
 - ②「-」は該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。
 - ③「*」はサンプル数の少ないものであるので注意を要する。
 - ④「…」は調査をしていないことを示す。

9 主な用語の定義・解説

(1) 常用労働者

次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(2) 派遣労働者

労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいう。

(3) 派遣の種類

ア 「登録型」とは、派遣元事業所が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、派遣先事業所から求めがあった場合に、これに適合する労働者を派遣元事業所が雇い入れた上で派遣先事業所に派遣するものをいう。

イ 「登録型以外」とは、上記ア以外のものをいう。

(4) 紹介予定派遣

労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先事業所に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいう。

(5) OFF-JT (Off The Job Training)

通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練を指す。

(6) OJT (On The Job Training)

日常の業務につきながら行う教育訓練を指す。

(7) eラーニング (electronic learning)

コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修のことを指す。

(8) 正社員

常用労働者であって、当該事業所において正社員、正職員とされている者をいう。